



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成15年2月21日金曜日 第1433号

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則..... 155

告 示

医療機関の指定.....	155
指定医療機関の名称の変更.....	156
指定医療機関の廃止の届出.....	156
医師の指定.....	156
指定医師の所在地の変更.....	156
医療機関の指定.....	156
指定居宅サービス事業者の指定.....	157
指定居宅介護支援事業者の指定.....	157
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更.....	157
指定居宅サービス事業の廃止.....	158
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更.....	158
指定居宅介護支援事業の廃止.....	158
土地改良区役員の就退任の届出.....	158
町営土地改良事業の施行の同意（3件）.....	159
町営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧（2件）.....	159
県営土地改良事業の工事の完了.....	159
保安林予定森林にする旨の通知等.....	160
道路の区域変更（県道金子中萩停車場線）.....	160
道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....	160
道路の供用開始（ " ）.....	161
道路の供用開始（一般国道494号）.....	161
道路の区域変更（県道串内子線）.....	161
道路の供用開始（ " ）.....	161
道路の区域変更（県道長浜保内線外）.....	162
道路の供用開始（ " ）.....	162
道路の区域変更（県道高茂岬船越線）.....	162
道路の供用開始（ " ）.....	162
開発行為に関する工事の完了.....	163
道路の位置の指定（3件）.....	163

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告（2件）..... 163

公安委員会規則

高齢者講習に関する規則及び特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則の一部を改正する規則..... 164

規 則

○愛媛県規則第4号

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県立高等技術専門校運営規則の一部を改正する規則

愛媛県立高等技術専門校運営規則（昭和33年愛媛県規則

第54号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「健康診断書」を「訓練期間が1年を超える訓練科を志望する者にあつては、健康診断書」に改める。

別表愛媛県立今治高等技術専門校の部普通職業訓練普通課程の項中「

OAビジネス科	20人	1年
---------	-----	----

」を削り、同部普通職業訓練短期課程の項中「

整経科	20人	6月
-----	-----	----

」を

「

整経科	20人	6月
OA経理科	40人	6月

」に改め、同表愛媛県立松山高

等技術専門校の部普通職業訓練普通課程建築製図科の項中「20人」を「15人」に改め、同部普通職業訓練短期課程ブロック建築科の項中「10人」を「8人」に改め、同表愛媛県立宇和島高等技術専門校の部普通職業訓練短期課程の項中「30人」を「20人」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県立高等技術専門校運営規則第2条の規定は、平成15年4月1日以降に愛媛県立高等技術専門校に訓練生として入校を希望する者について適用し、同日前に同校に訓練生として入校を希望した者については、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第351号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指 定 年月日
そうごう薬局松本町店	総合メディカル株式会社	今治市松本町一丁目3番地9	平成15.2.1
フクダ薬局	有限会社フクダ薬局	西条市神拝甲467番地の5	平成15.1.1
フクダ薬局壬生川店	有限会社フクダ薬局	東予市壬生川123番2	平成15.2.1
深田歯科医院	深田 晃 年	周桑郡小松町大字新屋敷甲317-3	平成14.12.16
胃大腸おおにし肛門科ひふ科	医療法人 亥 午 会	今治市松本町一丁目7番地25	平成15.1.1
あべ医院	医療法人 三 寿 会	北宇和郡津島町岩松甲823番地	平成14.12.1
日本調剤壬生川薬局	日本調剤株式会社	東予市壬生川125番地	平成15.1.1

○愛媛県告示第352号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関が、名称を次のように変更した。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称		開設者の氏名 又は名称	所在地	変更年月日
旧	新			
秋山整形外科	秋山整形外科・歯科	医療法人 明成会	今治市桜井二丁目3 - 1	平成14.12.16

○愛媛県告示第353号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
フクダ薬局	福田啓子	西条市神拝467 - 5	平成15.1.1

深田歯科医院	深田晃年	周桑郡小松町大字新屋敷甲323 - 1	平成14.12.16
西本医院	西本正勝	八幡浜市1458 - 1	平成15.1.18
大西病院	医療法人 亥午会	今治市松本町一丁目7番地25	平成15.1.1
あべ医院	阿部好伸	北宇和郡津島町岩松甲823	平成14.12.1

○愛媛県告示第354号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

診断する身体障害の種類	診療科名	病院又は診療所の名称	医師氏名	同左所在地	指定年月日
じん臓機能障害	内科	愛媛大学医学部附属病院	大蔵隆文	温泉郡重信町大字志津川	平成15年2月3日
聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	愛媛県立伊予三島病院	丸山純	伊予三島市中之庄町1684番地2	〃
肢体不自由・ぼうこう又は直腸機能障害	外科	口羽外科胃腸科医院	口羽正知	北宇和郡津島町大字高田丙547 - 1	〃

○愛媛県告示第355号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により指定した医師が、次のように所在地を変更した。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

医師氏名	旧所在地		新所在地		変更年月日
	病院又は診療所の名称	同左所在地	病院又は診療所の名称	同左所在地	
椿雅光	愛媛県立北宇和病院	北宇和郡広見町近永455番地	愛媛県立伊予三島病院	伊予三島市中之庄町1684番地2	平成13年4月1日
宮本佳人	愛媛県立伊予三島病院	伊予三島市中之庄町1684番地2	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	平成15年1月1日
坪井一世	愛媛県立南宇和病院	南宇和郡城辺町2433 - 1	愛媛大学医学部附属病院	温泉郡重信町大字志津川	平成14年4月1日
佐々木修	西条中央病院	西条市朔日市804番地	宇和島社会保険病院	宇和島市賀古町二丁目1番37	平成14年12月1日

○愛媛県告示第356号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり更生医療を担当させる医療

機関を指定した。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	担当すべき医療 の種類	指 定 年 月 日
フクダ薬局壬生川 店	東予市壬生川123 番2		平成15年 2月1日

○愛媛県告示第 357 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅サービ ス事業者の開 設者の名称 又は氏名	開設者の主たる 事務所の所 在 地 又 は 住 所	サービスの種類	指定居宅サー ビス事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3860190945	有限会社 愛媛生活リ ハビリケア研究所	愛媛県松山市森松町29 0番地	訪問看護	愛媛リハビリ訪問看護 ステーション	愛媛県松山市森松町29 0番地	平成15年1月21日
3870103011	有限会社 瀬戸内メデ ィカル	愛媛県松山市堀江町甲 844番地6	訪問介護	訪問介護 クレセント 堀江	愛媛県松山市堀江町甲 844番地6	平成15年1月21日
3870103029	テルウェル西日本株式 会社	大阪府大阪市中央区森 ノ宮中央1-7-12	通所介護	テルウェル西日本愛松 園デイサービス愛松園	愛媛県松山市喜与町一 丁目8番4号	平成15年1月24日
3870103037	テルウェル西日本株式 会社	大阪府大阪市中央区森 ノ宮中央1-7-12	痴呆対応型共同 生活介護	テルウェル西日本愛松 園グループホーム愛松 園	愛媛県松山市喜与町一 丁目8番4号	平成15年1月29日
3870200627	株式会社 トーカイ	香川県高松市鶴町20 25番地3	福祉用具貸与	株式会社 トーカイ 福祉用具貸与今治出張 所	愛媛県今治市桜井二丁 目甲1582-1	平成15年1月1日
3870300468	株式会社 トーカイ	香川県高松市鶴町20 25番地3	福祉用具貸与	株式会社 トーカイ 宇和島出張所	愛媛県宇和島市保手二 丁目7-16	平成15年1月17日
3870300476	有限会社 ケアサポー トのどか	愛媛県宇和島市大超寺 奥乙90番地11	訪問介護	訪問介護 のどか	愛媛県宇和島市大超寺 奥乙90番地11	平成15年1月31日
3870500976	株式会社 コムスン	東京都港区六本木四丁 目8番5号	訪問介護	株式会社 コムスン にいほまケアセンター	愛媛県新居浜市宮西町 4-4	平成15年1月30日
3870500984	社会福祉法人 はびね ず福祉会	愛媛県新居浜市若水町 一丁目9番13号	訪問介護	ヘルパーステーション 若水館	愛媛県新居浜市若水町 一丁目9番13号	平成15年1月30日
3870700279	有限会社 しらさぎ	愛媛県大洲市平野町野 田2751番地2	訪問介護	ヘルパーステーション しらさぎ	愛媛県大洲市平野町野 田乙687番地53	平成15年1月24日
3871100263	社会福祉法人北条福祉 協会	愛媛県北条市中村甲34 6番	痴呆対応型共同 生活介護	グループホームなぎさ	愛媛県北条市辻字新開 1170番地22	平成15年1月30日

○愛媛県告示第 358 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険 事業者番号	指定居宅介護支 援事業者の開 設者の名称 又は氏名	開設者の主たる 事務所の所 在 地 又 は 住 所	サービスの種類	指定居宅介護 支援事業所		指定年月日
				名 称	所 在 地	
3870700287	有限会社 しらさぎ	愛媛県大洲市平野町野 田2751番地2	居宅介護支援事 業	居宅介護支援事業所 しらさぎ	愛媛県大洲市平野町野 田乙687番地53	平成15年1月24日
3870900267	医療法人社団 栗整形 外科病院	愛媛県伊予三島市中之 庄町398番地1	居宅介護支援事 業	居宅介護支援事業所 くりのみ	愛媛県伊予三島市中之 庄町393番地1	平成15年1月7日

○愛媛県告示第 359 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の住所又は	サービスの種類	指定居宅サービス事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870300351	有限会社ケアサポートゆずりは	愛媛県宇和島市祝森甲3081番地47	訪問介護	有限会社ケアサポートゆずりは	愛媛県宇和島市祝森甲1210番地1	愛媛県宇和島市祝森甲3081番地47	平成14年12月1日
3860190911	医療法人ゆうの森	愛媛県松山市別府町44番1	訪問看護	訪問看護ステーションコスモス	愛媛県松山市久万の台168-1-109	愛媛県松山市別府町444番1	平成15年1月8日

○愛媛県告示第360号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅サービスの事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所の住所又は	サービスの種類	廃止に係る指定居宅サービス事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3870200569	株式会社 トーカイ	香川県高松市鶴市町20番地3	福祉用具貸与	株式会社 トーカイ 今治出張所	愛媛県今治市桜井二丁目甲1582-1	平成14年12月31日
3870500711	松下ライフエレクトロニクス株式会社	香川県綾歌郡国分寺町新名663番地1	福祉用具貸与	松下ライフエレクトロニクス株式会社 四国L E社 東予事業所	愛媛県新居浜市船木120-1	平成15年1月24日
3870800061	株式会社クロス・サービス	愛媛県松山市来住町1458-4	訪問介護	ケアサポートかわのえ	愛媛県川之江市金生町下分221-12	平成15年1月31日

○愛媛県告示第361号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は	サービスの種類	指定居宅介護支援事業所			届出年月日
				名称	所在地		
					変更前	変更後	
3870102591	医療法人ゆうの森	愛媛県松山市別府町44番1	居宅介護支援	居宅介護支援事業所コスモス	愛媛県松山市久万の台168-1-103	愛媛県松山市別府町444番1	平成15年1月8日

○愛媛県告示第362号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

介護保険事業者番号	指定居宅介護支援事業者の名称又は氏名	開設者の主たる事務所又は	サービスの種類	廃止に係る指定居宅介護支援事業所		届出年月日
				名称	所在地	
3860590326	愛媛医療生活協同組合	愛媛県松山市中村3-1-1	居宅介護支援	若水訪問看護ステーション	愛媛県新居浜市若水町一丁目7番45号	平成14年12月31日
3870800061	株式会社クロス・サービス	愛媛県松山市来住町1458-4	居宅介護支援	ケアサポートかわのえ	愛媛県川之江市金生町下分221-12	平成15年1月31日

○愛媛県告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市飯岡土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 悟	西条市飯岡20番地
"	藤 田 徹	西条市飯岡310番地の2
"	秦 孝 敏	西条市飯岡1355番地
"	越 智 祐二郎	西条市飯岡824番地

"	武 田 敦 郎	西条市飯岡662番地の1
"	神 野 道 秋	西条市早川2337番地の1
"	一 色 和 夫	西条市飯岡2303番地
"	越 智 克 己	西条市飯岡2241番地
"	越 智 重 利	西条市飯岡2162番地の1
"	国 田 定 義	西条市飯岡1807番地
"	一 色 浩	西条市飯岡2647番地の2
"	加 藤 寛 治	西条市飯岡2528番地の2
"	越 智 律 雄	西条市飯岡2974番地
"	藤 原 増 市	西条市飯岡3179番地の2
"	岡 一 雄	西条市飯岡3159番地の4
"	河 野 貞 雄	西条市飯岡3693番地
"	高 橋 秋 夫	西条市下島山甲483番地
監 事	加 藤 恒 住	西条市飯岡3956番地
"	藤 田 幸 正	西条市飯岡908番地
"	越 智 照 實	西条市下島山甲596番地
"	寺 田 祝 啓	西条市飯岡3811番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 勇	西条市飯岡235番地
"	藤 田 徹	西条市飯岡310番地の2
"	秦 孝 敏	西条市飯岡1355番地
"	越 智 祐二郎	西条市飯岡824番地
"	越 智 浩	西条市飯岡723番地の2
"	神 野 道 秋	西条市早川2337番地の1
"	一 色 和 夫	西条市飯岡2303番地
"	越 智 克 己	西条市飯岡2241番地
"	越 智 重 利	西条市飯岡2162番地
"	国 田 定 義	西条市飯岡1807番地
"	一 色 邦 夫	西条市飯岡1974番地
"	豊 田 五 郎	西条市飯岡2697番地の1
"	越 智 律 雄	西条市飯岡2974番地
"	藤 原 増 市	西条市飯岡3179番地の2
"	岡 一 雄	西条市飯岡3159番地の2
"	河 野 貞 雄	西条市飯岡3693番地
"	高 橋 秋 夫	西条市下島山甲483番地
監 事	加 藤 恒 住	西条市飯岡3956番地
"	高 橋 勉	西条市飯岡3363番地
"	藤 田 幸 正	西条市飯岡908番地
"	越 智 照 實	西条市下島山甲596番地

○愛媛県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、内子町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・仏谷地区）の施行に平成15年2月10日同意した。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の

規定により、肱川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（農道）・久保地区）の施行に平成15年2月10日同意した。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、肱川町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・瓜生谷地区）の施行に平成15年2月10日同意した。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第367号

大西町から協議のあった町営土地改良事業（農業用道路整備事業・大井地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（農業用道路整備事業・大井地区）計画書の写し
- (2) 大西町営土地改良事業及び災害復旧事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成15年2月24日から3月24日まで

3 縦覧場所

大西町役場

○愛媛県告示第368号

大西町から協議のあった町営土地改良事業（暗渠排水事業・大井地区）の施行は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 町営土地改良事業（暗渠排水事業・大井地区）計画書の写し
- (2) 大西町営土地改良事業及び災害復旧事業の経費の賦課徴収に関する条例の写し

2 縦覧期間

平成15年2月24日から3月24日まで

3 縦覧場所

大西町役場

○愛媛県告示第369号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法

(昭和24年法律第 195 号) 第 113 条の 2 第 3 項の規定により
公告する。

平成15年 2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
ため池等整備事業	四ツ池地区	平成15年 1月 9日

○愛媛県告示第 370 号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、
森林法(昭和26年法律第 249 号) 第30条の規定により告示す
る。

平成15年 2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
伊予市大平字小手谷戊 111
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

- 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
東宇和郡野村町大字小松1285から1287まで、1294、13
00、1301、1339、1341から1345まで
- (2) 指定の目的
水源のかん養
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該
立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で
定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁並
びに伊予市役所及び野村町役場に備え置いて縦覧に供する。
)

○愛媛県告示第 371 号

道路法(昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	金子中萩停車場線	新居浜市萩生字河ノ北58番地先から 同字56番 1 地先まで	旧	メートル 6.0~12.8	キロメートル 0.124	
			新	11.0~20.4	0.124	

○愛媛県告示第 372 号

道路法(昭和27年法律第 180 号) 第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	宇摩郡別子山村字別子山乙555番71地先	旧	メートル 7.2~24.0	キロメートル 0.021	
			新	10.2~24.8	0.021	
"	"	宇摩郡別子山村字別子山乙555番71地先	旧	4.8~4.9	0.010	
			新	7.0~7.1	0.010	

○愛媛県告示第373号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、西条地方局伊予三島土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	宇摩郡別子山村字別子山乙555番71地先	平成15年3月10日
"	"	宇摩郡別子山村字別子山乙555番71地先	"
"	"	宇摩郡別子山村字弟地乙526番1地先から 同字乙529番地先まで	"

○愛媛県告示第374号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	494号	上浮穴郡美川村東川3223番2から 同村東川3218番2地先まで	平成15年2月21日

○愛媛県告示第375号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	串内子線	伊予郡双海町大字串字赤ヌタ乙436番9	旧	メートル 9.0~11.5	キロメートル 0.030	
			新	9.0~33.5	0.030	

○愛媛県告示第376号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成15年2月21日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	串内子線	伊予郡双海町大字串字赤ヌタ乙436番9	平成15年2月21日

○愛媛県告示第 377 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字下須戒甲1846番 1 から 同大字甲1845番 6 まで	旧	メートル 16.2～27.1	キロメートル 0.032	
			新	17.0～28.0	0.032	
"	長浜中村線	喜多郡長浜町大字下須戒甲1845番 6 地先から 同大字甲1850番地先まで	旧	7.9～11.0	0.175	
			新	10.3～50.9	0.175	

○愛媛県告示第 378 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字下須戒甲1845番 6 地先から 同大字甲1838番 3 まで	平成15年 2月21日
"	長浜中村線	喜多郡長浜町大字下須戒甲1845番 6 地先から 同大字甲1850番地先まで	"

○愛媛県告示第 379 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町樽見264番 2 から 同町樽見230番地先まで	旧	メートル 6.3～15.0	キロメートル 0.168	
			新	10.3～22.3	0.168	

○愛媛県告示第 380 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、宇和島地方局御荘土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年 2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	高茂岬船越線	南宇和郡西海町樽見264番 2 から 同町樽見230番地先まで	平成15年 2月21日

○愛媛県告示第 381 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。
平成15年 2 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
松局伊土検（開）第57号 平成15年 1 月31日	伊予郡松前町大字出作字斉院神93番10	伊予郡松前町大字出作93番地 5 稲 荷 正 恵
八局大土（開）第1372 2号の 2 平成15年 2 月 4 日	大洲市徳森字荒子1190番 1、1191番 2 及び1194番 1 並びに同市徳森 字小鳥越1258番 1、1259番 1、1259番 2、1260番、1261番 1、1261 番 2、1261番 4、1262番、1264番 2、1280番 2 及び1281番 2	大洲市徳森630番地 二 宮 毅

○愛媛県告示第 382 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号
の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成15年 2 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
伊予三島市下柏町字長池 103 番 1 及び 103 番 7
- 2 申請人の住所氏名
伊予三島市中曾根町1781番地 3
日新商事株式会社
代表取締役 吉岡 豊彦
- 3 図面省略

- 北条市下難波字米泉甲 445 番 1
- 2 申請人の住所氏名
松山市森松町1035番地 1
株式会社上浮穴産業
代表取締役 西岡 貞夫
- 3 図面省略

○愛媛県告示第 384 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号
の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成15年 2 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置
北宇和郡吉田町大字鶴間字モリ1055番 3 及び1055番 4
- 2 申請人の住所氏名
北宇和郡広見町大字近永 630 番地
有限会社浅野石油店
代表取締役 浅野 泰
- 3 図面省略

○愛媛県告示第 383 号

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第42条第 1 項第 5 号
の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。
平成15年 2 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 道路の位置

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があ
ったので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告する。
平成15年 2 月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年 2 月12日	NPO法人 e - えひめ	宇佐美 東 男	新居浜市坂井町二丁目 3 番17号	高度情報通信社会の急速な進展にともな って個人及び団体組織の情報スキルの向上や 業務の情報化は避けて通ることのできない 課題である。このNPO法人 e - えひめは 、社会の様々な分野における情報格差によ る不利益を解消し、豊かな市民生活を実現 することに寄与する。さらに、地域文化の 国際化やITを活用した新しい教育の在り 方、新しいビジネスモデルに関する研究開 発等を目的として活動する。また、これら の活動を通して高度情報化時代にふさわ しい新しいまちづくりを推進し、子どもた ちに未来の夢を与えることを目標とする。

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年2月21日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成15年2月12日	特定非営利活動法人 「NPOうちこ家づくり・まちづくり塾」	樽 古 衆 雄	喜多郡内子町大瀬中央4455番地	この法人は、快適に住まう住まいの在り方や地域集落景観の在り方について、地方自治体や企業及び住民に対して助言又は提案し、自らがまちづくり事業を行い、快適住空間のあるべき姿の創造に寄与することを目的とする。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第3号

高齢者講習に関する規則及び特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成15年2月21日

愛媛県公安委員会委員長 宮 本 一 成

高齢者講習に関する規則及び特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則の一部を改正する規則

（高齢者講習に関する規則の一部改正）

第1条 高齢者講習に関する規則（平成10年愛媛県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「陸上自衛隊第2混成団松山自動車教習所を除く。」を削る。

（特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則の一部改正）

第2条 特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則（平成14年愛媛県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「陸上自衛隊第2混成団松山自動車教習所を除く。」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。